

滝川市避難所見直し基本方針

平成 31 年 3 月 7 日

滝川市

「滝川市避難所見直し基本方針」

策定の目的

近年、頻発する大規模災害や少子高齢化など社会情勢の変化を踏まえ、平成31年度から行う避難所の全面見直しを進めていくための基本的な考え方となる基本方針を策定する。

1 避難所の分類

(1) 指定緊急避難所の考え方

地域防災計画では指定緊急避難場所（※1）のみしか災害種別ごと明示を行っていないことから、洪水時などの避難行動に混乱を招く恐れがある。このことから指定避難所（※2）においても災害種別を明示する指定緊急避難場所と合わせて検討することで、避難行動に混乱が生じないように見直しを図る。

※1 指定緊急避難場所とは、災害種別が明示され災害時に命を守るため緊急的に避難する施設又は場所をいう。（現行については別紙参照）

※2 指定避難所とは、災害時に避難者が一時的に滞在する施設をいう。（現行については別紙参照）

(2) 指定避難所の見直しの考え方

① 保育所の指定の見直し

保育所が避難所として適切かどうか検討する。

② 指定避難所の避難対象地区の撤廃

対象地区の撤廃する理由は次のとおりである。

ア 現行の対象地区においても、広範囲の対象地域にいくつもの避難所を指定していること。

イ 対象地区の町境目付近では遠い避難所に行かなくてはならないことへの課題の解消

ウ 勤務先、外出時などの避難については、近いところに避難することが適切であること。

エ 地震時には指定避難所も被害を受け対象地区の避難所を利用できない状態が発生すること。

なお、外水氾濫（※3）には、避難距離の均一化を図るため対象地域を設定する。

※3 外水氾濫とは、石狩川や空知川の河川の水が堤防から越水、浸食、破堤が起きてあふれることをいう。

(3) 実行可能な指定避難所運営の考え方

① 自主避難所の開設の考え方

過去の災害（停電、大雨、大雪、暴風）などを考慮し、自主避難所の開設の考え方を示すことにより、早期の避難行動を促進する。

② 小規模災害の場合（一部の避難所を開設する場合）の考え方

小規模の災害（地震・内水氾濫（※4）等）時において避難勧告等が発表された場合は、一部の避難所を開設することになる。今後は、その災害想定を行った上で、避難所の開設・運営体制が行えるよう検討する。

※4 内水氾濫とは、雨水ます（下水道）があふれ、低い土地の浸水又は道路の冠水、更には銀川や深沢川などの中小河川が氾濫することをいう。

③ 大規模災害等の場合（多数の避難所（浸水想定区域の避難所は対象外）を開設する場合）の考え方

大規模地震及び大規模水害（外水氾濫（※3））が発生した場合は、多数の避難所（浸水想定区域の避難所は対象外）を開設しなければならない、実行可能な避難所運営を行うために、新たに避難所を機能別により分類し「基幹避難所」、「地域避難所」、「自立型避難所」を創設する。また、この考え方は、発災直後（発災後1日から最大3日程度）とし、その後は北海道及び他の市町村等から支援を受けることを想定とする。

ア「基幹避難所」（指定避難所）の創設

基幹避難所は、地域の災害対応拠点として、市職員の常駐及び計画的な備蓄物資の備蓄を行い、地域避難所及び自立型避難所への物資補給等の中心としての機能を果たす。

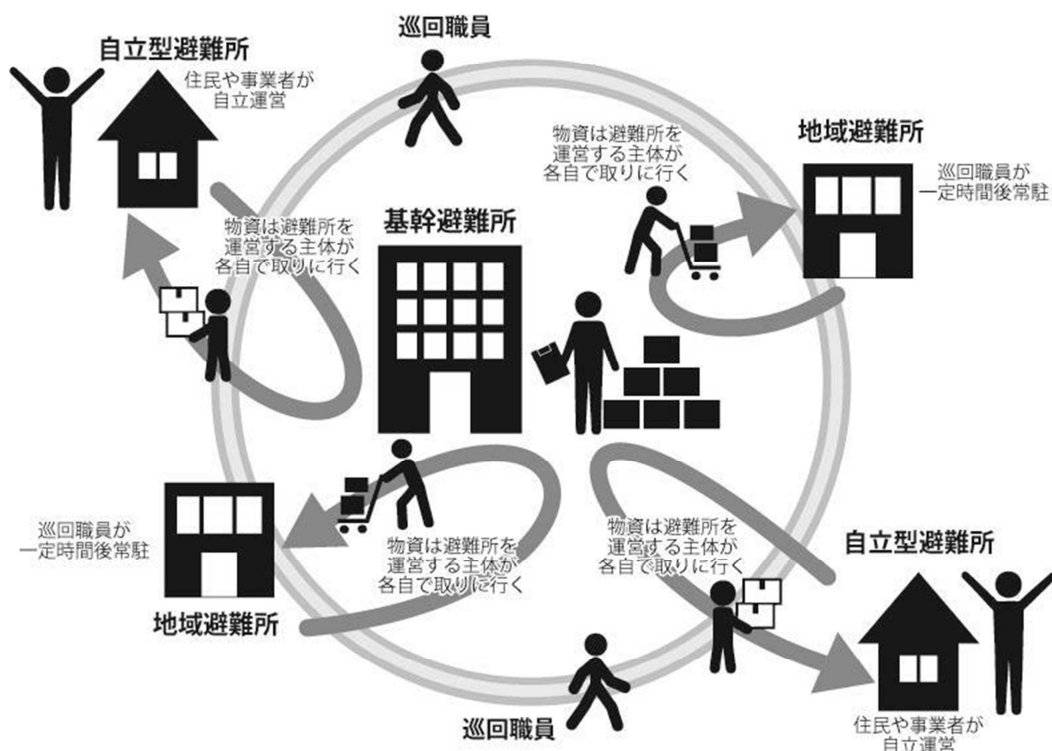
イ「地域避難所」（指定避難所）の創設

地域避難所は、指定避難所の内、基幹避難所を除く避難所とし、市職員の支援（巡回）を受け、住民等が運営主体となり並びに、基幹避難所との連携により物資の補給等を行うことで、基幹避難所を補完する機能を果たす。なお、応援職員が到着次第、職員が常駐する。

ウ「自立型避難所」（指定避難所以外の施設等）の創設

自立型避難所は、高齢化が進む近年では、より身近に避難所があることが望ましいが、一方で市職員の派遣等の行政支援が困難なことから、住民及び民間事業者等が運営主体となり、民間施設等（町内会館、病院、寺社、公共施設など）を活用し、より地域に密着した避難所としての機能を果たす。

避難所分類イメージ図



(4) 福祉避難所の開設・運営等の考え方

災害発生の初期段階で、福祉避難所では高齢者や障がい者など介護を必要とする方を受け入れるための、介護職員・看護師等の人員を確保できないことから、指定避難所に避難するか、避難所では対応できない場合は、病院、介護施設等へ搬送することとなる。

今後は、受入要員を確保できるよう防災協定者や関係機関等と受入体制の協議を行う。

中・長期の運営については、北海道、他の市町村及びボランティア等の支援についても検討する。

2 避難所の運営の見直し

(1) 避難者の特性に応じた避難所運営の考え方

集団生活における高齢者、女性、子供、外国人などの配慮が必要な方の特性に応じた避難所運営を行えるようにする。

(2) 避難所での情報伝達の考え方

避難所運営及び避難所生活の上で必要な災害情報の提供を行えるよう情報伝達を改善する。

3 避難所の備蓄の整備

発災直後には直ちに物資等を運搬することができないことから、初期に必要な不可欠となる備蓄物資を避難所に整備する。

4 避難所の生活環境の向上

災害時においては避難所生活が長期化することを考慮し、生活環境の向上が求められていることから、プライバシーの確保や、寒さ・暑さ対策、高齢者等への対応、そして停電時の電源確保の検討を行う。